

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

職員に対する防災知識の普及【防災安全課】

脆弱性の評価

- 年1回開催している防災研修会を市職員研修と位置付け、市職員の防災知識の習得を図っている。また、災害対応に従事する職員を対象に総合防災訓練を実施し、それぞれの役割における災害対応能力の向上を図っている。計画的に職員に対する研修・訓練を実施することで、迅速かつ適切な災害対応が可能となる体制を確保する必要がある。

施策の推進方針

- 計画的に職員に対する研修・訓練を実施することで、迅速かつ適切な災害対応が可能となる体制の確保に努める。

目標

- ・防災研修会の開催（年1回）
- ・総合防災訓練の実施（2年に1回）

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

災害時職員初動体制の整備【防災安全課】

脆弱性の評価

- 災害発生時における、迅速な災害対策（警戒）本部の設置及び災害対応を行う職員の初動体制を確保するため、「八女市災害時職員初動マニュアル」を策定している。必要に応じ「八女市災害時職員初動マニュアル」の見直し・更新を行う必要がある。
- 災害の状況に応じた迅速な職員の招集を可能とするため、職員招集システムを構築し、職員招集メールにより災害の状況（職員の配備体制）に応じて、対象職員を招集できる体制を整備している。状況に応じた職員招集システムの更新及び職員招集に係る情報伝達訓練を継続的に実施する必要がある。

施策の推進方針

- 災害発生時における、迅速かつ適切な災害対策（警戒）本部の設置及び災害対応職員の初動体制を確保するため、必要に応じ「八女市災害時職員初動マニュアル」の見直し・更新を行う。
- 災害の状況に応じた迅速な職員の招集を可能とするため、職員の異動や配備体制の見直し等に対応し職員招集システムの更新を行うとともに、職員招集メールの確実な受信体制を確保するため、職員招集に係る情報伝達訓練を実施する。

目標

- ・「八女市災害時職員初動マニュアル」の見直し（毎年度）
- ・職員招集システムの更新（毎年度）
- ・職員招集に係る伝達訓練の実施（毎年度）

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

業務継続体制の確保【防災安全課・人事課】

脆弱性の評価

- 大規模災害の発生により市庁舎が被災し、業務実施に必要な資源等に大きな被害を受けた場合においても、非常時優先業務を選定し、業務中断による混乱を最小限にとどめ、行政機能の継続性の確保と早期の機能回復を図ることを目的に「大規模災害時における八女市業務継続計画（BCP）」を策定している。災害発生直後における対応業務の検証や非常発電設備等の業務継続に係る必要な設備の整備を図る必要がある。

施策の推進方針

- 大規模災害発生時においても、行政機能の継続性を確保し、早期の機能回復を図ることができるよう、各所管部署により、適宜、災害発生直後における対応業務の検証や非常発電設備等の業務継続に係る必要な設備の整備に努める。

目標

- ・BCP における対応業務の検証（毎年度）
- ・市庁舎の非常発電設備の配備状況 100%（令和2年度）

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

受援体制の確保【防災安全課】

脆弱性の評価

- 大規模災害発生時において、市単独での対応が困難な場合に、外部からの人的・物的支援の受援体制を確立するため、受援計画を策定している。より迅速かつ円滑な受援体制を確立するため、適宜、受援計画の見直しを行う必要がある。
- 九州市長会や県内市町村等での相互応援協定による連携体制の構築を図っている。また、本市と縁のある静岡県吉田町や大阪府高槻市と「災害発生時における相互応援に関する覚書」を締結し連携を図っている。より実効性のある相互応援体制の構築を図るため、見直しの検討及び意見交換等を行い、連携体制を強化する必要がある。

施策の推進方針

- より迅速かつ円滑な受援体制を確立するため、適宜、受援計画の見直しを行う。
- より実効性のある相互応援体制の構築を図るため、見直しの検討及び意見交換等を行い、連携体制の強化を図る。

目標

- ・受援計画の検証（毎年度）
- ・相互応援体制の検証及び意見交換（毎年度）

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

庁舎の災害対策【防災安全課・財政課・新庁舎建設課】

脆弱性の評価

- 市本庁舎及び各支所庁舎の一部で、旧耐震基準により建築され、耐震診断未実施又は耐震診断により耐震性の確保が不十分な建物がある。耐震診断及び耐震対策の適切な実施により、適切な耐震性能の確保を図る必要がある。
- 本庁舎敷地及び周辺において、大雨による浸水・冠水被害が発生した事例があった。浸水・冠水対策を行う必要がある。
- 大規模災害により電話等が不通となった場合においても、被害状況の把握及び災害対策本部や関係機関等との連携体制の確保のため、衛星携帯電話及び災害時用電池を市本庁舎及び各支所庁舎に配備し必要な通信手段の確保している。適切な維持管理を行い、大規模災害時における通信手段を確保する必要がある。

施策の推進方針

- 本庁舎の建替により防災拠点として必要な耐震性能（Is 値 0.9 以上）の確保を図る。
- 耐震診断未実施の庁舎に対して、総合的かつ計画的に耐震診断及び耐震改修等を行う。
- 庁舎内の安全対策状況の調査を行い、必要な対策をとる。
- 本庁舎の建替に併せて、雨水貯留施設の整備を行い、浸水・冠水対策を推進する。
- 衛星携帯電話等の適切な維持管理を継続し、大規模災害時における通信手段の確保に努める。

目標

- ・市役所本庁舎の建替えによる耐震性の確保（令和 5 年度）
- ・耐震診断未実施庁舎に対する耐震診断及び耐震対策
- ・庁舎内の安全対策状況調査の実施
- ・雨水貯留施設の整備
- ・衛星携帯電話の維持管理（毎年度）

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

避難所・防災拠点施設の災害対策【防災安全課・財政課】

脆弱性の評価

- 避難所や防災拠点としている施設には、土砂災害警戒区域内や浸水想定区域内に所在する施設、耐震性が不十分である施設があるが、周辺に適切な代替施設等を確保できない地域もある。施設管理者と連携を図りながら、災害に強い避難所施設及び防災拠点施設の整備及び代替施設の検討を進めていく必要がある。
- 土砂災害計画区域内の避難所及び防災拠点においては、災害時の孤立化を想定し、非常用発電設備等の防災資機材を配備しているが、施設ごとの立地等を勘案した必要な防災資機材の検討を図る必要がある。

施策の推進方針

- 施設管理者と連携を図りながら、避難所施設及び防災拠点施設の耐震化及び想定される災害に応じた対策を講じる。
- 避難施設及び防災拠点施設について、施設の状況に応じた防災資機材等の配備に係る検討を行い、必要に応じ見直しを行う。

目標

- ・避難所施設及び防災拠点施設の耐震化及びその他防災対策
- ・避難所施設及び防災拠点施設の防災資機材配備の見直し

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

罹災証明の迅速な発行【防災安全課・税務課】

脆弱性の評価

- 大規模災害発生時において、被災者が速やかに生活再建を進めるためには、罹災証明書の発行を迅速に行うことが重要である。そのため、住家被害認定の調査・判定に携わる担当者による庁内研修等を行い、認定調査の迅速化に取り組んでいる。被災者の速やかな生活再建を促進するため、住家被害認定調査の簡素化を検討し、平素からの調査・判定方法等の研修会を行うなど、大規模災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制を強化することが必要である。

施策の推進方針

- 大規模災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制を強化するため、庁内研修等を通じて罹災証明書の発行に係る必要人員を確保するとともに、住家被害認定調査の簡素化・迅速化に向けたシステムの導入に関する検証を行う。

目標

- ・罹災調査担当者に対する調査・判定方法等の研修会の開催（毎年度）
- ・住家被害認定調査の簡素化・迅速化に関する検討（毎年度）

4-1 情報通信の麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

情報伝達手段としての FM 放送の充実・強化【防災安全課・企画政策課】

脆弱性の評価

- FM 放送は主回線となる VPN 光回線に加え、予備回線としての固定局無線を備え、蓄電機や発電機を配備している。災害発生時においても FM 放送を継続できる体制を確保する必要がある。

施策の推進方針

- 災害時も FM 放送が維持できるよう設備機器について維持管理を行う。

目標

- ・維持管理の実施（毎年度）

4-1 情報通信の麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

SNS 等を活用した情報発信【防災安全課・企画政策課】

脆弱性の評価

- 八女市公式サイトにおいて、「緊急・災害速報」及び「緊急情報」を掲載する等、防災関連情報を広く発信している。継続してシステムの維持管理を行う必要がある。
- 避難勧告等の発令及び災害に係る情報については、FM 放送を通じた伝達のほか、緊急速報（エリアメール）や「防災メールまもるくん」、市公式ライン等を活用した伝達を行っている。迅速かつ円滑な防災情報の伝達体制の確保及び「防災メールまもるくん」等の登録を推進する必要がある。

施策の推進方針

- 八女市公式サイトにより防災情報を広く発信できるよう、継続してシステムの維持管理を行う。
- 引き続き各種メールサービス等により迅速かつ円滑に防災情報の伝達を行うことができるよう取り組むとともに、「防災メールまもるくん」の登録の推進を図る。

目標

- ・維持管理の実施（毎年度）
- ・メールサービス等による防災情報伝達システムの啓発（毎年度）

4-1 情報通信の麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

災害通信の整備【防災安全課】

脆弱性の評価

- 各消防団詰所に配置してる消防車両には、防災無線や簡易無線などを積載しており、大規模災害時に孤立地域が発生した場合でも、それらの設備を利用して相互に通信することが可能である。大規模災害時における相互通信体制の確保のため、設備の適切な維持管理を継続する必要がある。

施策の推進方針

- 大規模災害時における相互通信体制の確保のため、引き続き、設備の適切な維持管理に努める。

目標

- ・通信設備の定期点検、整備（年1回以上実施）

消防通信施設の整備【消防本部】

脆弱性の評価

- 災害対応に万全を期し、市民の安心安全を守るため、119番通報の受付から、その後の消防活動全般を支援する「消防指令システム」及び「消防救急デジタル無線システム」を福岡県南地区7消防本部で整備している。
- 地震等の大規模災害発災時に情報を共有し活動を支援する「画像伝送システム」等の消防通信資機材を整備している。
- 老朽化に伴う設備の更新を遂時行うとともに24時間365日システムを安定稼働させるために必要な施設の整備及び維持管理を行う必要がある。
- 不感地帯における通信手段を確保するため、可搬型衛星地球局（VSAT）の活用や衛星衛星携帯電話の活用を行っている。
- 消防無線の適切な操作と監督を行うため電波法第39条第1項の規定により無線従事者を配置して運用しており、無線従事者の養成が必要である。

施策の推進方針

- 「消防指令システム」及び「消防救急デジタル無線システム」の24時間365日停止することのない運用を実現するための、予防保守や定期点検等の保守体制による適切な維持管理を行い、消防通信指令システム及び消防救急デジタル無線システム機器整備計画に基づく計画的な整備に取り組む。
- 消防救急デジタル無線システムの技術的な操作及び監督を行うため、第三級陸上特殊無線技士を養成し、消防防災情報通信体制基盤の強化を図る。

目標

- ・消防システム及デジタル無線システムの部分改修整備（令和2年度）
- ・消防システム及デジタル無線システムの全体整備（令和8・9年度）
- ・全職員の第三級陸上特殊無線技士免許取得

5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止

エネルギーの確保体制の構築【防災安全課】

脆弱性の評価

- 災害時においてもエネルギーを安定的に確保し、行政機能及び避難所等の防災拠点機能の維持を図るため、関係団体等と電力や燃料等の供給に関する協定を締結している。今後も、災害時におけるエネルギーの安定的な確保に向け、関係団体等との連携体制の強化を推進する必要がある。
- 災害時における行政機能及び避難所等の防災拠点機能の維持を図るため、非常用発動発電機を整備しており、燃料の備蓄を行っている。施設管理者と連携を図り、施設の立地等も勘案した非常用発電設備等の配備について検討を図る必要がある。

施策の推進方針

- 大規模停電（ブラックアウト）など、エネルギーインフラが遮断した場合に備え、関係団体等との協定締結などによる連携強化を図ることで、エネルギーの安定的な供給・分配手段を確保できる体制を推進する。
- 災害時における行政機能及び防災拠点機能維持のための非常用発動発電機の適切な維持管理を行うとともに、施設管理者と連携を図り、非常用発電設備等の整備の検討を行う。

目標

- ・エネルギーインフラに係る関係団体等との協定の締結・連携強化（毎年度）
- ・非常用発動発電機の維持管理（毎年度）
- ・施設の非常用発電設備の整備の検討
- ・電気自動車等を活用した電気供給体制の構築

5-2 上水道等の長期にわたる供給停止

水道施設の防災・減災対策【上下水道局】

脆弱性の評価

- 地震及び水害等の被害を受けた場合、長期にわたり上水道の供給停止とならないよう、耐震性能を有する水道施設の整備及び水道施設における浸水対策の整備を行う必要がある。
- 水道施設の老朽化が進む中、更新計画を作成し計画的な更新を行う必要がある。

施策の推進方針

- 経年化した水道施設・設備の更新、老朽化した配水管の布設替え、耐震管の採用、連絡管・ループ管等を整備し、併せて水道施設における浸水対策の整備を行い防災・減災対策を図る。

目標

- ・水道施設の適正な耐震性能を有する設計の実施（詳細設計の実施年度）
- ・耐震性能を有する設計に基づく適正な工事の実施（毎年度）
- ・水道施設の浸水対策の整備

5-2 上水道等の長期にわたる供給停止

上水道事業の業務継続体制の確保【上下水道局】

脆弱性の評価

- 「八女市上水道事業業務継続計画（上水道 BCP）」における職員及び災害支援協力員に対し、異常気象予報等において、連絡がとれ出動出来る様、注意喚起を行い意識の向上を高めている。引き続き、PDCA サイクルにより、上水道 BCP の最新性を保ちつつ、防災対応力の向上に努める必要がある。

施策の推進方針

- 引き続き、PDCA サイクルにより、上水道 BCP の最新性を保ちつつ、防災対応力の向上に努める。

目標

- ・水道施設（配水場、ポンプ場）の点検の実施（毎週）

5-3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

下水道施設の防災・減災対策【上下水道局】

脆弱性の評価

- 地震等の被害を受けた場合、長期にわたり下水道の機能停止となるおそれがあるため、事業着手時から下水道施設の重要度に応じた耐震設計を行い、安全度を確保しているが、継続していく必要がある。

本市において、特に重要度が高い下水道施設（管渠）とは、幹線管渠、防災拠点や避難所からの排水を受ける管渠、緊急輸送道路下に埋設する管渠としている。

施策の推進方針

- 今後の下水道整備においても、適正な耐震設計に基づく工事を実施し、下水道施設の防災・減災対策を図る。

目標

- ・下水道施設の適正な耐震設計の実施（詳細設計の実施年度）
- ・耐震設計に基づく適正な工事の実施（毎年度）

5-3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

下水道事業の業務継続体制の確保【上下水道局】

脆弱性の評価

- 「八女市下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）」に基づく模擬事故訓練（停電時の防災訓練）等を行い、実効性を高めている。引き続き、PDCA サイクルにより、下水道 BCP の最新性を保ちつつ、防災対応力の向上に努める必要がある。

施策の推進方針

- 引き続き、PDCA サイクルにより、下水道 BCP の最新性を保ちつつ、防災対応力の向上に努める。

目標

- ・下水道 BCP に基づく訓練の実施（毎年度）

5-3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

農業集落排水施設の老朽化対策【上下水道局】

脆弱性の評価

- 施設の老朽化が進む中、平成 27 年度に策定した最適整備構想に基づき、計画的な更新を行う必要がある。

施策の推進方針

- 農業集落排水施設の老朽化対策を着実に推進するため、最適整備構想に基づき、計画的な更新に取り組む。

目標

- ・更新にあたっては、最適整備構想の年次計画を基本とするが、施設の状態を的確に把握するとともに、今後も適正な維持管理に努める。

5-3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

浄化槽の整備【上下水道局】

脆弱性の評価

- 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道事業認可区域及び農業集落排水施設の処理区域以外の補助対象区域で、専用住宅等に浄化槽を設置しようとする者に対して補助金を交付している。水質保全の確保や公衆衛生の向上のみならず国土強靱化のためにも、合併処理浄化槽への転換を推進する必要がある。

施策の推進方針

- 単独浄化槽及び汲み取り便槽から合併浄化槽への転換を推進するため、補助金額の上乗せを行う。更に、単独浄化槽等の撤去を行う場合は、撤去費用や配管費用に対する補助金を新たに追加するなど、設置者の費用負担を大幅に軽減する。
- 広報やホームページ等を通じた広報活動や汲み取り業者等と連携した転換の啓発活動に取り組む。

目標

- ・補助金交付件数実績（目標）
194 基（令和元年度） ⇒ 230 基（令和4年度）
うち転換実績
92 基（令和元年度） ⇒ 115 基（令和4年度）

5-3 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

災害用トイレの整備【環境課・防災安全課】

脆弱性の評価

- 民間事業者と協定を結ぶなど、災害時のトイレ対策について取組が進んでいるが、更なる充実を図る必要がある。
- し尿収集体制を整える必要がある。
- 市内 77 か所の避難所に簡易トイレを備蓄している。引き続き、維持管理を行う必要がある。

施策の推進方針

- 避難者に対し十分な仮設トイレを確保する。
- 避難所に備蓄している簡易トイレの適切な維持管理を行う。

目標

- ・必要な仮設トイレの確保
- ・簡易トイレの維持管理

5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止

道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強【建設課・第一整備室・第二整備室】

脆弱性の評価

- 大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、各道路管理者が管理する道路について、法面等の防災対策の取組を推進する必要がある。
- 土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい箇所での対策を重点的に実施する取組が必要である。

施策の推進方針

- 大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、道路法面等の崩壊、落石等の災害を防止するための整備として、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強などの対策を県等の関係機関と連携して推進する。
- 土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい箇所での対策を重点的に進める。

目標

- ・道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強などの対策について県等の関係機関との連携の推進

5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止

道路橋梁^{きょうりょう}の耐震補強【建設課・第一整備室・第二整備室】

脆弱性の評価

- 大規模災害時に道路機能が長期にわたり寸断されないよう、地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策が必要となる。
- 安全性の確保を効率的に進めるため、危険性が高く社会的影響が大きい橋梁の耐震補強などを重点的に進める取り組みが必要である。

施策の推進方針

- 地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策等を進める。
- 安全性の確保を効率的に進めるため、危険性が高く社会的影響が大きい橋梁の耐震補強などを重点的に進める。

目標

- ・危険性が高く社会的影響が大きい道路橋梁の耐震対策の推進

5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止

緊急輸送道路の整備【建設課・第一整備室・第二整備室】

脆弱性の評価

- 災害時における市内及び市外からの緊急支援物資等の輸送、救急・消防活動等の緊急活動及びその他応急措置を円滑に実施するため、緊急輸送道路を福岡県等と連携しながら選定する必要がある。
- 緊急輸送道路に位置付けられた道路については、改良整備などを重点的に進める必要がある。

施策の推進方針

- 緊急輸送道路について、福岡県等と連携しながら選定する。
- 緊急輸送道路に位置付けられた道路については、改良整備などを重点的に進める。

目標

- ・緊急輸送道路に位置付けられた道路の整備に向けた調査研究

5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止

啓開体制の強化【建設課・第一整備室・第二整備室】

脆弱性の評価

- 各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有するなど、災害時に効率的な啓開作業を行うための環境整備が必要である。
- 災害時に迅速かつ円滑な啓開作業を行うため、建設関係業者と「災害時における応急措置の業務に関する協定」を締結しており、この取組を推進する必要がある。

施策の推進方針

- 各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有するなど、災害時に速やかな対応ができる環境を整える。
- 建設関係業者及び建設関係業界団体等との協定締結に係る取組を推進する。

目標

- ・建設関係業者及び建設関係業界団体等との協定締結に係る取組の推進

5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止

無電柱化の推進【建設課・第一整備室・第二整備室】

脆弱性の評価

- 道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保などの観点から、電線管理者と協議の上、無電柱化に係る検証を行う必要がある。

施策の推進方針

- 道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保などの観点から、電線管理者と協議の上、無電柱化に係る検証を図る。

目標

- ・無電柱化推進に関する研修会等への参加

5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止

道路の雪寒対策の推進【建設課・第一整備室・第二整備室】

脆弱性の評価

- 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時等においては、インターネット、テレビ、ラジオ、道路情報盤等を活用した情報配信により、円滑な交通確保が必要となる。また、通行止め時間の最小化を図るため、ソフト・ハード両面での取組が必要である。

施策の推進方針

- 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時等においては、各道路管理者と連携を図り、インターネット、テレビ、ラジオ、道路情報盤等を活用した情報配信により、円滑な交通確保に努め、通行止め時間の最小化を図るため、ソフト・ハード両面での取組を推進する。

目標

- ・大雪時等における通行止めに関する情報配信の取組の推進
- ・大雪時等における通行止め時間の最小化のための取組の推進

5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止

生活道路の整備【建設課・第一整備室・第二整備室】

脆弱性の評価

- 災害時における地域交通網を確保するため、主要道路における幅員の狭い未改良区間の整備や、通学路等における歩道設置など、市民の安全・安心を確保するための道路整備が必要である。

施策の推進方針

- 災害時における地域交通網を確保するため、主要道路における幅員の狭い未改良区間の整備や、通学路等における歩道設置など、市民の安全・安心を確保するための道路整備を進める。

目標

- ・主要道路における道路整備の推進

5-5 防災インフラの長期にわたる機能不全

道路施設の老朽化対策【建設課・第一整備室・第二整備室】

脆弱性の評価

- 道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを生かした効率的な維持管理・更新が必要である。

施策の推進方針

- 道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを生かした効率的な維持管理・更新を行う。

目標

- ・道路施設の定期的な点検、施設ごとの長寿命化計画の策定

5-5 防災インフラの長期にわたる機能不全

河川施設の老朽化対策【建設課・第一整備室・第二整備室】

脆弱性の評価

- 河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、計画的で効率的な維持管理を行う必要がある。

施策の推進方針

- 河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、各河川管理者と連携して、計画的で効率的な維持管理を行う。

目標

- ・河川施設の計画的・効率的な維持管理の推進

5-5 防災インフラの長期にわたる機能不全

ダムの老朽化対策【県土】

脆弱性の評価

- 大雨による洪水被害の軽減・防止、水資源の安定的な確保を目的に整備された 17 の県営ダムについて、平成 25 年度から施設ごとの長寿命化計画の策定を進めている。ダム施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとに策定した長寿命化計画に基づき、戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う必要がある。

施策の推進方針

- ダム施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとに策定した長寿命化計画に基づく、戦略的かつ効率的な維持管理・更新に関する県の取組との連携を図る。

目標

- ・長寿命化計画策定率（ダム施設）福岡県 100%（平成 29 年度）
- ・県の取組との連携

5-5 防災インフラの長期にわたる機能不全

砂防施設等の老朽化対策【県土】

脆弱性の評価

- 福岡県が管理する砂防堰堤や溪流保全工等の砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設については、長寿命化計画の策定に必要な施設の点検を実施し、現在、施設の長寿命化計画の策定に向けた検討が行われている。砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を早急に策定し、点検データを生かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新が必要である。

施策の推進方針

- 砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定した、点検データを生かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新に関する県の取組との連携を図る。

目標

- ・砂防施設の長寿命化計画の策定（福岡県・令和2年度末）
- ・県の取組との連携

5-5 防災インフラの長期にわたる機能不全

治山施設の老朽化対策【第一整備室・第二整備室】

脆弱性の評価

- 県が管理する治山施設については、治山ダムの点検は終えており、山腹施設についても点検を実施している。治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、これらの点検結果に基づく計画的な維持管理を行う必要がある。

施策の推進方針

- 治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、これらの点検結果に基づく計画的な維持管理等の取組を推進する。

目標

- ・ 市や地域住民等からの情報を福岡県に提供（毎年度）

6-1 企業の生産力低下や経済活動の機能不全

企業の事業継続性の確保【商工振興課】

脆弱性の評価

- 県では、中小企業への事業継続力強化支援計画（事業者 BCP）の普及を目的に福岡県中小企業団体中央会が行う BCP 策定マニュアルや様式などの作成及び公表、専門家派遣、福岡県中小企業センターや商工会議所・商工会が行う相談窓口並びにセミナー開催などの支援を実施している。
- 大規模災害が発生した時には被災企業に対する相談窓口を設置するなど、企業支援を図ることとしている。
- 本市においても、八女商工会議所及び八女市商工会と連携し、企業をはじめ、小規模事業者等の事業継続性の確保に向けた取組を進めていく必要がある。

施策の推進方針

- 企業をはじめ、小規模事業者等の事業継続性の確保に向けた福岡県の取組の活用や、八女商工会議所及び八女市商工会をはじめとした関係団体との連携を構築しながら必要な施策を推進する。
- 「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」の一部が改正され、小規模事業者の事業継続力強化の取組に関しては、商工会議所及び商工会と市が一体となって支援を行うため、八女商工会議所及び八女市商工会と市の三者が共同で作成した「事業継続力強化支援計画」に基づいて支援を推進する。

目標

- ・災害リスクを認識させ、事前対策の必要性の周知
- ・BCP の重要性を継続的に訴求するため、八女商工会議所・八女市商工会及び市の各 WEB ページや会報誌ならびに市広報紙等を活用した啓発
- ・必要に応じて専門家を招へいた普及啓発セミナーの開催及び行政施策や損害保険等に関する周知
- ・災害等の発生時における連絡体制を円滑に行うための被害情報の報告ルート of 構築（商工会災害対応システムの有効活用を含む）
- ・発災後は速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制の構築

6-1 企業の生産力低下や経済活動の機能不全

代替性確保や信頼性を高めるための道路整備【県土】

脆弱性の評価

- 大規模災害時の多重性・代替性の機能強化を図る観点から、幹線道路の整備（現道拡幅・バイパス整備・局部整備等）を行っている。
- 平成30年の道路法改正で創設された「重要物流道路」制度を踏まえ、物流上重要な道路輸送網において、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための機能強化を進める必要がある。
- 災害対応力の強化に資する道路ネットワークを構築するため、引き続きこのような取組が必要である。

施策の推進方針

- 多重性・代替性の機能強化を図る観点から、幹線道路の整備（現道拡幅・バイパス整備・局部整備等）を進め、物流上重要な道路輸送網においては、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための機能強化を進める県の取組との連携を図る。

目標

- ・安定的な輸送を確保するための道路機能の強化に関する県の取組との連携

6-2 食料等の安定供給の停滞

農地の防災・減災対策【第一整備室・第二整備室】

脆弱性の評価

- 災害時における農地の^{たんすい}湛水被害のリスクを軽減し生産力を維持安定させるため、湛水被害が生じている地域を対象として、排水機、排水樋門、排水路等の整備が必要である。

施策の推進方針

- 既存の農地の湛水被害のリスクを軽減し、生産力を維持安定させるため、湛水被害が生じている地域を対象として、排水機、排水樋門、排水路等の整備を進めることにより、農地及び農業用施設に係る防災・減災対策の強化を推進する。

目標

- ・地域の関係者との地域状況の把握及び整備すべき施設の対策の推進

6-2 食料等の安定供給の停滞

農業水利施設の老朽化対策【第一整備室・第二整備室】

脆弱性の評価

- 農業生産力の維持安定を図るため、農業水利施設の点検を行い、劣化状況に応じた補修や更新等を進め、安定した農業経営を維持するとともに、災害時における被害の増大による市民の安心、安全な生活を守るため、農業水利施設の整備が必要である。

施策の推進方針

- 既設の農業水利施設の点検を実施し、劣化状況に応じた補修や更新等を進め、安定した農業経営を維持するとともに、災害時における被害の増大による市民の安心、安全な生活を守るため、農業水利施設の整備を推進する。

目標

- ・ 地域の農業用水利施設の状況把握及び安定した農業経営の維持
- ・ 災害時における被害増大に対応するための農業水利施設の整備に関して福岡県との連携及び整備の推進

6-2 食料等の安定供給の停滞

農道・林道の整備、保全【第一整備室・第二整備室】

脆弱性の評価

- 大規模災害時に主要道路が被災し通行不能の場合、迂回道路としての活用がなされているところであり、通行に支障をきたすことが無いよう道路施設の点検等、状況に応じた対策を行い、市民の安心安全な生活を守るため、農道及び林道の整備保全の取組が必要である。

施策の推進方針

- 代替・迂回道路として活用がなされている農道及び林道施設の点検等を進め、状況に応じた対策を実施し、農道及び林道の整備保全の取組を推進する。

目標

- 農山村地域の防災・減災対策の推進のため以下の事業を実施する。
- ・大規模災害時の迂回道路となることが想定される農道や林道の現状把握
 - ・市民の安心安全な生活を守るために整備すべき道路に関して、福岡県と連携及び整備の推進

6-2 食料等の安定供給の停滞

農業生産基盤の整備【第一整備室・第二整備室】

脆弱性の評価

- 若者に魅力のある新たな農業、農産物の品質向上等を図り収益性の高い八女産農産物のブランド化を図る必要がある。
- 農業用施設の維持、長寿命化を図る必要がある。
- 良好な農地の保全、低コスト化に向けた施設の整備、担い手の育成対策など、強靱な農業における基盤の整備促進を図る必要がある。
- 平時の取り組みから産地における物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などを実施することで、農業全体の体質強化を図る必要がある。
- 基幹産業である農産物流通拠点及び市場施設等の業務継続計画の策定を促進する必要がある。

施策の推進方針

- 農業の振興（農産物のブランド化、地産地消など）
- 農業用施設の維持、長寿命化
- 良好な農地の保全、低コスト化に向けた施設整備、担い手の育成対策など強靱な農業生産基盤の整備
- 流通拠点及び関連施設の事業継続計画策定の推進

目標

- ・福岡県南部鳥獣被害防止計画に基づく有害鳥獣の捕獲
- ・新規就農者数 20 人／年（八女市食料・農業・農村実施計画）
- ・中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度による農地の保全及び多面的機能の維持

7-1 地震・火災等による住宅地の被害拡大

都市計画マスタープラン【建設課】

脆弱性の評価

- 風水害、大火等による建築物等の被害を軽減・防止し、市民が安心して暮らすことができる災害に強いまちづくりを進めることが必要であり、都市計画マスタープランでは、都市環境の整備方針を位置付けている。現在、「八女市都市計画マスタープラン」の改定を行っており、その中で減災の考え方を盛り込んだ“都市防災に関する方針”を示すこととしている。よって今後は、その方針に沿ったまちづくりを引き続き行う必要がある。

施策の推進方針

- 計画の整備方針を減災の考え方を盛り込んだ都市防災に関する内容に改定したうえで、「八女市都市計画マスタープラン」内で示した“都市防災に関する方針”に沿ったまちづくりを推進する。

目標

- ・八女市都市計画マスタープラン
改定（平成 30 年～令和 3 年）・公表（令和 4 年）
- ・立地適正化計画 改定（平成 30 年～令和 3 年）・公表（令和 4 年）

7-1 地震・火災等による住宅地の被害拡大

住宅地の防災・減災対策【建設課・防災安全課他】

脆弱性の評価

- 地震や火災、風水害などによる住宅地の被害を軽減・防止するために、防災・安全交付金に係る事業等を活用し、市民が安心して暮らすことができる災害に強いまちづくりを推進する必要がある。
- 土砂災害特別警戒区域内に所在する住宅や老朽化し倒壊の危険がある空き家など、災害時に家屋の倒壊等による人的被害や交通遮断の発生が懸念される住宅に対する支援を行っているが、災害リスクの高い住宅等への早期の対策が必要である。

施策の推進方針

- 災害に強いまちづくりを進めるため、地域住宅計画に基づく事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する。
- 防災・安全交付金事業を活用した災害リスクの高い住宅等への対策を推進する。

目標

- ・防災・安全交付金に係る事業等を活用した災害に強いまちづくりの推進
- ・災害リスクの高い住宅等への対策の推進

7-2 ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

ため池の防災・減災対策【第一整備室・第二整備室】

脆弱性の評価

- 近年の豪雨等によるため池が被災することを想定し、国が定めた「新たな防災重点ため池の選定基準」により選定されたため池について、福岡県と連携して防災対策を図る。
また、市民の安心安全な生活を守るため、もし決壊した場合に影響が大きいため池については優先順位を考慮した耐震・豪雨対策等の調査及び対策に係る整備が必要である。
- ため池の日常管理と定期的な点検を実施し、ため池が適切に保全管理される必要がある。

施策の推進方針

- 県と連携して位置づける防災重点ため池を中心に、市民の安心安全な生活に影響が大きいため池について、優先順位を考慮した耐震・豪雨対策等の調査及び対策に係る整備を推進する。
- ため池を適切に管理及び保全することにより、農業用水の確保と決壊による被害を防止する。

目標

- ・豪雨や地震などにより市民生活に大きな影響が想定されるため池の管理状況の把握
- ・県と連携し、耐震・豪雨対策等の調査及び対策に係る整備の推進

7-2 ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

基幹的農業水利施設の老朽化対策【第一整備室・第二整備室】

脆弱性の評価

- 食料の安定供給だけでなく、地域資源や自然環境の保全等、農業の有する多面的機能を支える農地や水路、農道等は、過疎化、高齢化等の進行に伴い集落機能が低下し、適切な保全管理が困難な状況となってきたことから、農業者や地域住民等で構成される活動組織により実施される水路や農道等の保全活動に係る支援が必要である。

施策の推進方針

- 地域資源や自然環境の保全等、農業の有する多面的機能を支える農地や水路、農道等は、過疎化、高齢化等の進行に伴い集落機能が低下し、適切な保全管理が困難な状況となってきたことから、農業者や地域住民等で構成される活動組織により実施される水路や農道等の保全活動に係る支援を引き続き推進する。

目標

- ・農業者や地域住民等で構成される活動組織により実施される水路や農道等の保全活動が継続的な活動となるよう、地域の実情に沿った活動の支援の推進

7-3 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

危険物の貯蔵及び取扱いの規制等【消防本部】

脆弱性の評価

- 消防法令等に基づき、許認可事務及び検査を行っており、基準に適合するよう指導している。許認可後の適正な取扱い、維持管理、法令順守のため、継続的な検査、指導を要する。
- 毎年、危険物安全週間（6月第1週の日曜日から7日間）に合わせて、危険物施設の査察を実施している。今後も火災等による災害の未然防止を図っていく。
- 毎年、危険物の移送又は車両による運搬中における災害を未然に防止するため査察を行っている。今後も警察等の他機関と連携して、被害発生を防ぐ必要がある。

施策の推進方針

- 年間査察計画の他、定期的に巡視を実施し、実態調査を行う。
- 危険物安全週間に合わせた各種広報活動を実施する。
- 移動タンク貯蔵所の査察については現状どおり、年1回の合同査察を実施していく。
- 建築物（危険物施設）の大規模化・複雑化等に伴い高度化・専門化する予防業務を的確に行うため、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有する「予防技術資格者」を毎年養成する。

目標

- ・危険物施設における火災及び流出事故の発生 0件
- ・近年頻発する大規模災害による、危険物施設の事故防止及び被害軽減対策の実施

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

中山間地域における農地・農業水利施設等の保全【第一整備室・第二整備室】

脆弱性の評価

- 市内の中山間地域における農地や農業水利施設等は未整備の農地や、農業水利施設の老朽化が進んでいるのが現状であることから、農業生産力の維持安定を図るため、農業水利施設の点検を行い、劣化状況に応じた補修や更新等を進め、安定した農業経営を維持するとともに、災害時における被害の増大による市民の安心、安全な生活を守るため、農業水利施設の整備が必要である。

施策の推進方針

- 農業生産力の維持安定を図るため、農業水利施設の点検を行い、劣化状況に応じた補修や更新等を進め、安定した農業経営を維持するとともに、災害時における市民の安心、安全な生活を守るため、農業水利施設の整備を進める。

目標

- ・地域の農業用水利施設の状況把握
- ・災害時における被害増大に対応するため、福岡県と連携した農業水利施設の整備の推進

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

荒廃農地対策【農業振興課・農業委員会事務局】

脆弱性の評価

- 適正に管理が行われていない農地は、多面的機能の発揮に支障を来し、農産物の生産低下等を招く恐れがあるため、荒廃農地の解消を進めていく必要がある。

施策の推進方針

- 急速に進む農村の少子高齢化に伴い、後継者などの担い手不足や荒廃農地の拡大をもたらしていることから、集落ぐるみの農業を支援し、農業のもつ多面的機能の維持・発揮（増進）を図るとともに、農村地域の共助を育てることで、自主的な防災・災害復旧をつなげていく。
- 農林業の担い手が減少し、これまでと同様の農地の維持管理が困難になってきていることから、地域の話し合い等により、今後維持すべき優良農地とそれ以外の農地を区分し、それぞれに営農及び防災の両面から対応していくことにより、優良農地の維持、災害等の被害の拡大を防止する。

目標

- ・担い手不足及び荒廃農地の解消による被害拡大の防止
- ・維持すべき優良農地の区分、及び優良農地以外の管理方法の検討

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

森林の整備・保全【林業振興課】

脆弱性の評価

- 森林の荒廃を未然に防止し、森林の有する水源涵養^{かんよう}や土砂災害防止等の公益的機能を持続的に発展させるため、国、県の森林整備事業や森林環境譲与税を活用し森林の保全・整備を行っている。森林荒廃の未然防止、森林の有する多面的機能の維持・向上のため、引き続きこのような取組が必要である。

施策の推進方針

- 森林整備及び保全の推進に当たっては、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源を有効に活用できるよう、間伐等の適切な実施、適格な更新の確保などを図る。
- 効率的な森林施業、森林の適正な管理経営、農山村地域の振興に欠くことのできない施設である林道等の路網の計画的な整備を実施する。

目標

森林整備事業による防災・減災対策の推進のため以下の事業を実施する。

- ・ 森林環境譲与税の活用
- ・ 森林経営管理制度
- ・ 荒廃森林整備事業
- ・ 福岡県林道整備事業

8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

災害廃棄物処理体制の整備【環境課】

脆弱性の評価

- 大規模災害時に大量発生する災害廃棄物の処理体制を整備し、市民の安全、衛生や環境面からの安全・安心を確保するものである。
平成 29 年 3 月に策定した「八女市環境基本計画」において、非常災害時の集積、収集、運搬及び分別、リサイクルなど、適正処理体制を構築するため、災害廃棄物処理計画を策定することを明記している。災害廃棄物処理計画を策定し、必要に応じて研修や訓練等を実施しながら災害廃棄物処理体制の整備を図っていく必要がある。

施策の推進方針

- 災害廃棄物処理計画を策定し、必要に応じて研修や訓練等を実施しながら災害廃棄物処理体制の整備を図る。
- 災害廃棄物の仮置場については、オープンスペースの活用等、利用方法について調整を行う。

目標

- ・災害廃棄物処理計画の策定

8-2 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

公共土木施設等の応急復旧に係る事業者との協力関係の構築【防災安全課】

脆弱性の評価

- 災害時の応急復旧に係る業務を迅速かつ円滑に行う体制を確保するため、市内の建設関係業者との間で災害時における応急措置の業務に関する協定を締結している。災害に備え、応急措置に関わる建設関係業者を確保するため協定締結の推進を図る必要がある。

施策の推進方針

- 災害時に迅速かつ円滑な応急復旧を図るため、建設関係業者及び建設関係業界団体等との災害時における応急措置の業務に関する協定の締結を推進する。

目標

- ・建設関係業者及び建設関係業界団体等との協定締結に係る取組の推進

8-2 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

災害ボランティア活動団体との連携強化【福祉課】

脆弱性の評価

- 大規模災害発生時において、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うため、八女市社会福祉協議会により、多様なニーズと災害ボランティアを適切に結びつける「災害ボランティアセンター」が運営されている。
- 市と災害ボランティアセンターとの適切な連携により、迅速かつ適切な被災者支援が実施できるよう、取組を進める必要がある。

施策の推進方針

- 大規模災害発生時において、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うため、平常時から、八女市社会福祉協議会との連携強化に向けた取り組みを行う。

目標

- ・災害ボランティアセンターとの連携強化に向けた取組の推進

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失

貴重な文化財や歴史的景観の喪失への対策【文化振興課・定住対策課】

脆弱性の評価

- 市文化施設における文化財の展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる必要がある。
- 修理の実施にあわせ、文化財の耐震化、防災設備の充実化等を進める必要がある。また、文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。
- 歴史的景観は、主に昭和初期以前に建てられた木造の建築物や塀・石垣等の工作物で形成されており、火災や地震等への対策が必要である。

施策の推進方針

- 市文化施設における文化財の展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるよう努める。
- 修理の実施にあわせ、文化財の耐震化、防災設備の充実化等に取り組む。また、文化財の被害に備え、それを修復する技術が伝承されるよう努める。
- 伝統的建造物群保存地区の保存計画や防災計画を基に防災・減災に努めるとともに、防災機能向上に係る補助制度の積極的な活用を推進する。

目標

- ・文化施設の適正な維持管理（毎年度）

8-4 地域コミュニティの崩壊

地域コミュニティの活性化【総務課・企画政策課】

脆弱性の評価

- 過疎化や少子高齢化、生活スタイルの多様化等により、これまで各地域において培われてきた住民の相互扶助・連帯意識・助け合いの精神等は年々薄れ、地域コミュニティが機能しにくくなっている。

施策の推進方針

- 今後、地域コミュニティの機能を維持していくためには、日頃から住民同士が顔を合わせ、交流を深める機会が必要であり、その事業を実施する行政区やまちづくり団体の先導役となる地域のリーダーを育成する。

目標

- ・行政区やまちづくり団体の役員を対象にした研修会の開催
- ・行政区やまちづくり団体の役員を対象にした意見交換会や座談会の開催

8-4 地域コミュニティの崩壊

被災者等相談・問合せ対応体制整備【防災安全課・福祉課】

脆弱性の評価

- 災害後の市民からの多種多様な相談、問い合わせに対応するため、支援に係る担当部署と連携し、必要に応じて、相談窓口などを設置することになっている。被災者の不安の早期解消のため、市民相談・問い合わせ対応の体制強化を図る必要がある。

施策の推進方針

- 市民相談・問い合わせ対応の体制強化を図るため、状況に応じ、迅速かつ適切に相談窓口等を設置できる体制を構築する。

目標

- ・迅速かつ適切な市民相談・問い合わせ対応体制の強化

8-4 地域コミュニティの崩壊

応急住宅対策【定住対策課】

脆弱性の評価

- 市の応急仮設住宅の必要住戸数を確保できていない。
- 山間部（星野・矢部）での応急仮設住宅建設候補地がない。

施策の推進方針

- 災害時の被災者の市営住宅の一時入居体制を迅速に整える。
- 公共施設の利活用検討に伴い、応急仮設住宅建設候補地としての利用検討を行う。

目標

- ・必要住戸数を確保できる応急仮設住宅建設候補地の確保

8-4 地域コミュニティの崩壊

復興準備体制の構築【防災安全課】

脆弱性の評価

- 大規模災害が発生し甚大な被害が生じた場合、迅速かつ円滑な災害復旧、復興事業の実施体制の確立を図るため、「八女市地域防災計画」において被災後の復興実施プロセスや「防災まちづくり」の実施のあり方について定めている。「八女市地域防災計画」を踏まえ、発生した大規模災害に応じて、早期の災害復旧、復興に向けて、迅速かつ円滑な災害復旧・復興計画の策定及び災害復旧、復興事業の実施体制を整備する必要がある。

施策の推進方針

- 迅速かつ円滑な復興に向けた災害復旧、復興事業の実施体制の整備のため、過去の災害復興の事例や他市での復興事例等も踏まえ、適宜、「八女市地域防災計画」及び復興実施プロセスの検証を行う。

目標

- ・八女市地域防災計画及び復興実施プロセスの検証（毎年度）

第4章 計画推進の方策

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、庁内に設置した八女市国土強靱化地域計画策定委員会などを活用し、全庁的に取り組むとともに、地域強靱化を実効性あるものとするため、本市だけでなく、国、県、民間事業者等と密接に連携する。

2 計画の進捗管理と見直し

本計画に基づく地域強靱化施策の実効性を確保するため、各プログラムの達成度や進捗を把握するとともに、PDCA サイクルによる評価を行い、その結果を踏まえ、更なる施策推進につなげていく。

また、国に対する予算要望を機動的に行うため、3年を目途として計画内容の見直しを行う。

なお、それ以前においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、適宜見直しを行う。

八女市国土強靱化地域計画

■発 行 令和 3 年 3 月

■編 集 福岡県八女市 総務部防災安全課
〒834-8585 八女市本町 647 番地
TEL : 0943-23-1731